

告示 第522号

令和8年4月6日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

特定計量器の定期検査について（公示）

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定による令和8年特定計量器の定期検査を次のとおり実施しますので、同法第21条の規定に基づき公示します。

記

1 検査期日、検査場所及び区域

別表第1のとおり。ただし、ひょう量30キログラム以下の電気式はかりについては、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第5号の規定により計量器の所在の場所で検査を実施し、その検査期日及び区域は、別表第2のとおりとする。

2 検査時間

午前10時から午後3時まで

3 検査対象特定計量器

非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもりとする。

4 所在場所における特定計量器の定期検査

次のいずれかに該当する場合は、特定計量器検定検査規則第39条の規定により特定計量器の所在の場所で検査を実施しますので、所在場所定期検査申請書を提出してください。

- (1) 特定計量器の質量又は体積が大きいため、運搬が著しく困難なとき。
- (2) 特定計量器がその構造上運搬することにより、破損し、又は精度が落ちるおそれがあるものであるとき。
- (3) 特定計量器が土地又は建物その他の工作物に取り付けられているため、その取外しが困難であるとき。
- (4) 特定計量器の数が多き場合又は特定計量器の検査のため必要な検査設備を備えている場

合であって、その所在の場所で定期検査を行っても定期検査の事務に支障がないとき。

- (5) 特定計量器の所在の場所で定期検査を行うことが、定期検査の事務の効率的な実施に資するものであるとき。

5 所在場所定期検査申請書提出期間

(1) 受付期間

公示の日から令和8年6月26日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時45分から午後4時30分まで

6 所在場所定期検査期日

令和8年7月14日（火）から同月30日（木）までの間において市長が定め、通知します。

7 提出先及び問い合わせ先

鹿児島市天保山町1番1号

鹿児島市計量検査所

電話 099-256-5633

別表第1

月	日	曜	検 査 場 所	検 査 区 域 (町 名)	備考
5	7	木	大龍小学校	大竜町、上竜尾町、下竜尾町、鼓川町、西坂元町、坂元町、吉野町の一部(磯、花倉、三船、竜ヶ水、大崎、平松)	
5	11	月	大龍小学校	柳町、稲荷町、春日町、清水町、池之上町、祇園之洲町	
5	12	火	名山小学校	中町、名山町、山下町	
5	13	水	名山小学校	東千石町、照国町、城山町、金生町	
5	14	木	鹿児島市計量検査所	呉服町、大黒町、新町、泉町、千日町	
5	18	月	鹿児島市計量検査所	船津町、堀江町、住吉町、松原町	
5	19	火	鹿児島市計量検査所	加治屋町、平之町、山之口町	
5	20	水	長田中学校	上本町、浜町、長田町、冷水町	
5	21	木	長田中学校	易居町、本港新町、小川町	
5	25	月	皆与志小学校	皆与志町	
5	26	火	吉田地区保健センター	西佐多町、東佐多町、本城町、本名町、宮之浦町、牟礼岡一丁目、牟礼岡二丁目、牟礼岡三丁目	
5	27	水	西部保健センター	東坂元一丁目、東坂元二丁目、東坂元三丁目、東坂元四丁目、玉里団地一丁目、玉里団地二丁目、玉里団地三丁目、若葉町	
5	28	木	北部保健センター	吉野町(一部を除く。)、大明丘一丁目、大明丘二丁目、大明丘三丁目	
6	1	月	鹿児島市職業訓練センター	城山一丁目、城山二丁目、玉里町、新照院町、伊敷一丁目、伊敷二丁目、伊敷三丁目、伊敷四丁目、伊敷五丁目、伊敷六丁目、伊敷七丁目、伊敷八丁目	
6	2	火	郡山中央構造改善センター	花尾町、有屋田町、川田町、郡山町、郡山岳町、西俣町、東俣町、油須木町、小山田町	
6	3	水	鹿児島市計量検査所	城南町、新屋敷町、南林寺町	
6	4	木	玉江小学校	下伊敷町、下伊敷一丁目、下伊敷二丁目、下伊敷三丁目、小野町、小野一丁目、小野二丁目、小野三丁目、小野四丁目	
6	8	月	鹿児島市職業訓練センター	草牟田町、草牟田一丁目、草牟田二丁目	
6	9	火	犬迫小学校	犬迫町	
6	10	水	鹿児島市計量検査所	西千石町、樋之口町	
6	11	木	北部保健センター	川上町、下田町、緑ヶ丘町、岡之原町	
6	15	月	鹿児島市職業訓練センター	千年一丁目、千年二丁目、西伊敷一丁目、西伊敷二丁目、西伊敷三丁目、西伊敷四丁目、西伊敷五丁目、西伊敷六丁目、西伊敷七丁目、伊敷町、花野光ヶ丘一丁目、花野光ヶ丘二丁	

				目、伊敷台一丁目、伊敷台二丁目、伊敷台三丁目、伊敷台四丁目、伊敷台五丁目、伊敷台六丁目、伊敷台七丁目	
6	16	火	鹿児島市計量検査所	中央町	
6	17	水	西部保健センター	西田一丁目、西田二丁目、西田三丁目、常盤町、常盤一丁目、常盤二丁目	
6	18	木	西部保健センター	薬師一丁目、薬師二丁目、鷹師一丁目、鷹師二丁目	
6	22	月	鹿児島市計量検査所	下荒田三丁目、下荒田四丁目	
6	23	火	鹿児島市計量検査所	上之園町	
6	24	水	北部保健センター	吉野町（一部を除く。）、吉野一丁目、吉野二丁目、吉野三丁目、吉野四丁目	
6	25	木	北部保健センター	大明丘一丁目、大明丘二丁目、大明丘三丁目、川上町、吉野町（一部を除く。）、緑ヶ丘町、岡之原町、下田町	
6	29	月	鹿児島市中央卸売市場（魚類市場）	城南町	
6	30	火	鹿児島市中央卸売市場（魚類市場）	城南町	
7	1	水	鹿児島市計量検査所	高麗町、荒田一丁目	
7	2	木	鹿児島市計量検査所	上荒田町、荒田二丁目	
7	6	月	鹿児島市中央卸売市場（魚類市場）	移動販売業者	
7	7	火	鹿児島市計量検査所	下荒田一丁目、下荒田二丁目	
7	8	水	鹿児島市計量検査所	天保山町、錦江町、甲突町	
7	9	木	鹿児島市計量検査所	与次郎一丁目、与次郎二丁目	

注 区域によっては、検査日時及び検査場所の変更をすることがあります。

別表第2 ひょう量30キログラム以下の電気式はかりの検査期日及び区域

検査期日	検査区域（町名）
8月17日～8月27日	吉野町、吉野一丁目、吉野二丁目、吉野三丁目、吉野四丁目、大明丘一丁目、大明丘二丁目、大明丘三丁目、下田町、川上町、東坂元一丁目、東坂元二丁目、東坂元三丁目、東坂元四丁目、西坂元町、坂元町、西佐多町、東佐多町、本城町、本名町、宮之浦町、牟礼岡一丁目、牟礼岡二丁目、牟礼岡三丁目
8月31日～9月9日	岡之原町、緑ヶ丘町、西伊敷一丁目、西伊敷二丁目、西伊敷三丁目、西伊敷四丁目、西伊敷五丁目、西伊敷六丁目、西伊敷七丁目、千年一丁目、千年二丁目、花野光ヶ丘一丁目、花野光ヶ丘二丁目、犬迫町、小山田町、皆与志町、伊敷町、小野一丁目、小野二丁目、小野三丁目、小野四丁目、小野町、若葉町、玉里団地一丁目、玉里団地二丁目、玉里団地三丁目、伊敷一丁目、伊敷二丁目、伊敷三丁目、伊敷四丁目、伊敷五丁目、伊敷六丁目、伊敷七丁目、伊敷八丁目、伊敷台一丁目、伊敷台二丁目、伊敷台三丁目、伊敷台四丁目、伊敷台五丁目、伊敷台六丁目、伊敷台七丁目、花尾町、有屋田町、川田町、郡山町、郡山岳町、西俣町、東俣町、油須木町
9月10日～9月24日	清水町、鼓川町、池之上町、柳町、稻荷町、春日町、浜町、上竜尾町、冷水町、長田町、下竜尾町、大竜町、上本町、小川町、易居町、名山町、山下町、祇園之洲町、本港新町
9月28日～10月8日	玉里町、草牟田町、草牟田一丁目、草牟田二丁目、城山一丁目、城山二丁目、新照院町、下伊敷町、下伊敷一丁目、下伊敷二丁目、下伊敷三丁目、鷹師一丁目、鷹師二丁目、薬師一丁目、薬師二丁目
10月19日～10月29日	新屋敷町、甲突町、錦江町、南林寺町、城南町、西田一丁目、西田二丁目、西田三丁目、常盤町、常盤一丁目、常盤二丁目、中央町、上之園町
11月4日～11月12日	天保山町、上荒田町、高麗町、荒田一丁目、荒田二丁目、下荒田一丁目、下荒田二丁目、下荒田三丁目、下荒田四丁目、与次郎一丁目、与次郎二丁目
11月16日～11月26日	東千石町、金生町、千日町、住吉町、堀江町、大黒町、呉服町、船津町、中町、城山町、新町、泉町、樋之口町、松原町、山之口町、西千石町、平之町、加治屋町、照国町

注 検査期日については、土曜日、日曜日及び休日を除く。